

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税 特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (53)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			
所得割額 (54) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩		
資本割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭		
資本割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮		
収入割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯		
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (68)の金額	⑰		
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱		
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		
道府県民税 前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (32)の金額	①	兆	十億 百万 千 円
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②		
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③		
この申告により納付 すべき法人税割額 (2)-③	④		
均等 割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤		月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億 百万 千 円
この申告により納付 すべき道府県民税額 (4)+⑥	⑦		
この申告の期間			
前事業年度又は前連結事業 年度の期間			
備考			

関与税理士署名

(電話)

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 別紙六十四

		事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名					
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細					
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					(特別控除戻取戻税額等又は個別 帰属特別控除戻取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額					
所得割	所得金額総額	③③	兆	十億	百万	千	円	()	②③	()
	所得金額	③④								
付加価値割	付加価値額総額	③⑤						②④	()	
	付加価値額	③⑥								
資本割	資本金等の額総額	③⑦						②⑤	()	
	資本金等の額	③⑧								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					道府県民税の特定 寄附金税額控除額					
収入割	収入金額総額	③⑨	兆	十億	百万	千	円	②⑥	()	
	収入金額	④⑩								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					外国の法人税等 の額の控除額					
所得割	所得金額総額	④①	兆	十億	百万	千	円	②⑦	()	
	所得金額	④②								
付加価値割	付加価値額総額	④③						②⑧	()	
	付加価値額	④④								
資本割	資本金等の額総額	④⑤						②⑨	()	
	資本金等の額	④⑥								
収入割	収入金額総額	④⑦						②⑩	()	
	収入金額	④⑧								
合計事業税額 ③④+③⑥+③⑧+④⑩+④②+④④+④⑥+④⑧					④⑨					
事業税の特定寄附金税額控除額					⑤⑩					
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑤⑪					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑤⑫					
納付すべき事業税額 ④⑨-⑤⑩-⑤⑪-⑤⑫					⑤⑬					
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					納付すべき法人税割額 ②④-②⑤-②⑥-②⑦-②⑧-②⑨					
所得割	所得金額	⑤④	兆	十億	百万	千	円	③①	()	
	付加価値割	⑤⑤								
資本割	資本割	⑤⑥						③②	()	
	収入割	⑤⑦								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					③③のうち特別控除戻取戻税額等 又は個別帰属特別控除戻取戻税額等 に係る法人税割額					
所得割	所得金額	⑤⑧	兆	十億	百万	千	円	③④	()	
	付加価値割	⑤⑨								
資本割	資本割	⑥⑩						③⑤	()	
	収入割	⑥⑪								
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)		税 額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥②	兆	十億	百万	千	円	0.0		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥③						0.0		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥④						0.0		
合計特別法人事業税額 (⑥②+⑥③+⑥④)					⑥⑤					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					⑥⑥					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					⑥⑦					
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑤-⑥⑥-⑥⑦					⑥⑧					

(事業税)

(特別法人事業税)